

地域活性化に関する包括連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）、株式会社トヨタオートモールクリエイト（以下「乙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）は、地域活性化及び市民サービスの向上に資するため、包括的な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成・発展及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 地産地消と市産品の販路拡大に関する事。
- （2） 食育・健康増進に関する事。
- （3） 地域や暮らしの安全・安心に関する事。
- （4） 高齢者・障がい者の支援に関する事。
- （5） 子ども・青少年の育成に関する事。
- （6） 環境保全・リサイクルに関する事。
- （7） 地域防災・災害対策に関する事。
- （8） 地域の活性化、市民サービスの向上に関する事。
- （9） シティプロモーションに関する事。
- （10） モビリティ社会の発展に関する事。
- （11） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（協議事項）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に規定する連携・協力の具体的内容及び実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲、乙及び丙は、連携・協力を当たり知り得た情報について、事前に当該情報に関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙及び丙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成31年1月18日

甲 岐阜市
岐阜市長

柴橋正直

乙 株式会社トヨタオートモールクリエイト
代表取締役社長

河合利夫

丙 株式会社イトーヨーカ堂
販売本部信越・中京ゾーンゾーンマネジャー

大場孝幸